

生かしています あなたの税

自宅で蔵書検索・予約ができます！

昨年10月に開設し、蔵書検索ができるようになった八潮市立図書館のホームページでは、この4月からはさらに、図書館資料の予約もできるようになりました。

これまで、図書館資料の検索は、一度、図書館に来館しなければできませんでしたが、ホームページを見ることが可能であれば、自宅にいながらにして図書館資料の検索ができます。

さらに、図書館でパスワードとメールアドレスを登録していただければ、貸し出し中の資料ならばホームページから予約することができます。また、「資料が用意できました」の予約連絡も電子メールで差し上げることができます。(メールアドレスは携帯電話でも大丈夫です)

パスワードの登録は、プライバシーの保護上、中学生以上の本人だけとなります。ライブラリーカードをお持ちのうえ、ぜひ登録にお越しください。

お待ちしています。
八幡図書館 ☎995・6215
八条図書館 ☎994・5500
八潮市立図書館ホームページアドレス <http://www.lib.city.yashio.lg.jp/index.html>



Q 行政相談委員とは？
A 行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣が地域において社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する民間の有識者の中から市長の推薦により委嘱されています。地域の住民から国の行政機関等に関する苦情の申し出を受けて、必要な助言を行ったり、関係機関等とその苦情を通知するなどして、その解決の促進を図ることなどです。

Q 行政相談の対象範囲は？
A 行政相談の対象となる主な業務は、次のとおりです。
・総務省関係………恩給
・法務省関係………戸籍・登記
・外務省関係………海外渡航情報
・財務省関係………国税
・環境省関係………産業廃棄物



Q 行政相談委員の仕事は？
A 皆さんの行政上の困りごとに関し、相談相手となる行政相談委員として、八潮市では野口和子さんおよび大山幸機さんの2人が総務大臣から委嘱されています。
行政相談委員は、市民の皆さんから広く行政に対する苦情や意見・要望などをお聴きして苦情の解決を促進するとともに、それらの意見をもとに行政運営の改善を進めることを仕事としています。

Q 行政相談委員の活動内容は？
A 毎月第2水曜日、午後1時～4時まで、市役所2階市民相談室で、「くらしの相談」として、日常生活の問題や行政に関する相談を行っています。また、6月と10月は、八潮メセナ展示室において法律相談・人権相談・税理士相談と併せて総合相談を実施しています。相談は、無料で秘密は固く守りますので、お気軽にご利用ください。
図広報課 ☎373

生涯学習・まちづくりQ&A

こころ教育委員会

市民スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージにおいて、それぞれの興味や関心、適性等に応じてスポーツを楽しむこと(生涯スポーツ)ができるような地域社会、「生涯スポーツ・レクリエーション社会」を実現するために、市ではスポーツ施設の整備や各世代を対象としたスポーツ教室などを開催し、市民の皆さんの「健康づくり」にお応えできるように取り組んでいます。皆さんの中でも、体育館で行う種目や屋外での野球、そして街中での

「ウォーキング」などで健康づくりを実践している方が多いと思います。夏の暑いこの時期には、体調に気を配り、無理をしないように気をつけてください。

8月に入り、暑さにも体が慣れてきたころではありますが、「熱中症」は屋外や屋内を問わず、高温・多湿の環境で起こります。ただし、日ごころからの体調管理や「熱中症」に対する正しい知識を持つていれば、防ぐことができます。スポーツを行ううえでの具体的な予防対策として、次のようなことが考えられます。

- ①気温や湿度を把握し、それに応じた運動レベルやスポーツドリックなどで水分補給を行う。
- ②暑い時間帯は避け、なるべく涼しい時間に休憩と水分補給を頻繁に行う。



以上のことに気をつけて楽しい「健康づくり」に取り組みましょう。
図スポーツ振興課 ☎390

高年齢者を狙って宝石などを次々に販売する「次々契約」に要注意！

相談事例

78歳になる母が、訪問販売業者からネックレスを購入した。その後、同じ業者から1年間に次々と指輪、ハンドバッグなど合計10点をクレジットで購入した。信販会社からの支払督促状が気がつき、確認すると、断り切れずに契約してしまったが、どうしてよいか分からずそのままにしていた。しばらくは貯金から引き落とされていたが、貯金が底をついてしまったということだった。

ぐよう努めなければならぬとされています(割賦販売法)。また、高齢者の判断力の不足につけ込み、訪問販売で契約させることや消費者の知識、経験、財産の状況に照らし、不適当と認められる勧誘を行うことは特定商取引に関する法律で禁止されています。

消費生活相談窓口では、これらの点を確認し、問題点を指摘しながら、消費者と事業者の間に入り解決を目指すこととなります。

問題点

消費者の支払能力を超える契約がなされていると思われま。消費者が明らかに返済できないようなクレジットによる売買契約は不当なもので、信販会社もこのような契約を防

アドバイス

①当事者に状況を認識してもらう。大切なことは、消費生活相談窓口にご相談することです。そのためには、当事者本人が、自分が被害者であることに気づくことが必要です。家族

②当事者を支える。本人は後悔し落ち込んでいることが多いので、非難せず、十分、本人の心のケアに配慮しながら支えてあげることが必要です。現在の状況を判断できず、どうしてよいか分からない場合や判断力の落ち込みが大きい場合は、本人に付き添ったり、代わって窓口にご相談してみてください。相談することによって問題が整理され、解決の方向などがはつきりしてきます。

◆児童書
・「ぼくはおばけのおにいちゃん」
武田 美穂 著
あまん きみこ さく

・「おおきなおおきな木」
いもと ようこ 著
よこた きよし さく

◆新刊案内
・「一般書」
「私の脳はなぜ虫が好きか？」
養老 孟司 著

・「妖怪大談義」
京極 夏彦 著

◆配本事業について
配本事業とは、市内の公共施設、福祉および教育に関する施設などをサービスポイントとして、八潮市立図書館から施設利用者の要求に応じて随時、本を各施設の所定の本棚へ運搬し、利用者の閲覧に供するサービスです。(ただし、図書館の本のように、貸し出しはできません) 住んでいるところが図書館から遠いという方、図書館に行きづらいという方でもいろいろな本に親しめます。

主な配本場所としては、大原児童館、保健センター、保育所、老人福祉センター、福祉作業所、八潮中央総合病院などがあります。

皆さんも訪れた施設で見かけましたら、お気軽にご利用ください。

◆休館日のお知らせ
八幡・八条図書館 8月31日(水)

BOOKS

図書館だより

八幡 ☎995-6215
八条 ☎994-5500